



医政発第0401017号

平成14年4月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の理事長要件等について

標記については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）及び別添の「これからの医業経営の在り方に関する検討会中間報告書」等を踏まえて、下記のとおり関連通知を改正することとしましたので、これらの趣旨及び行政手続法の諸規定にも留意しつつ、その運用に遺憾なきを期されるようお願いします。

記

第一 「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」の一部改正

「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」（昭和61年6月26日付健政発第410号厚生省健康政策局長通知）の一部を次のように改正する。

第一1中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第一5（2）中「理事長に就任しようとするような場合に限り」を「理事長に就任しようとするような場合には」に改め、同（3）から（5）までを次のように改める。

（3）次に掲げるいずれかに該当する医療法人については、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可が行われるものであること。

- ① 特定医療法人又は特別医療法人
- ② 地域医療支援病院を経営している医療法人
- ③ 財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を経営している医療法人

（4）（3）に掲げる要件に該当する以外の医療法人については、候補者の経歴、理事会構成（医師又は歯科医師の占める割合が一定以上であることや、親族関係など特殊の関係のある者の占める割合が一定以下であること。）等を総合的に勘案し、適正かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事の認可が行われるものであること。

この場合、認可の可否に関する審査に際しては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこと。

（5）（3）及び（4）の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する組織の構成員又は関

係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

第一六中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第一七（一）中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に、「老人保健施設会計・経理準則」（平成元年六月一日付老健第三五号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）を「介護老人保健施設会計・経理準則」（平成十二年三月三十一日付老発第三七八号厚生省老人保健福祉局長通知）に改める。

第一九（一）中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、同（二）中「官吏又は吏員」を「職員」に改め、同（三）中「老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改める。

第一一〇中「規則三七条の二」を「施行令第五条の八」に改める。

第一一一を削る。

別添四を次のように改める。

別添四

社団の医療法人定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院又は診療所を1つだけ開設する場合は、医療法人〇〇病院、医療法人〇〇医院としても差し支えない。</li> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第18条において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設を経営し、</li> </ul>

疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。

第4条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村）
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村）
- (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）

第5条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。  
○○看護師養成所の経営

### 第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとするものは、社員総会の承認を得なければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- 1 除名
- 2 死亡
- 3 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

### 第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) . . .
- (2) . . .

・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・第3章の章名を「社員及び出資」とし、出資の口数及び出資1口の金額について「本社の出資は、これを○○口に分ち。出資1口の金額は、金○千円とする。」旨規定しても差し支えない。

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・出資持分の定めのない社団については、本条は設けない。

・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。なお、本条は必ずしも設け

(3) . . .

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。  
ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員  
総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することが  
できる。

第11条 本社の資産は、社員総会で定めた方法によっ  
て、理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は  
信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若し  
くは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第13条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事  
会及び社員総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌  
年3月31日に終る。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2  
月以内に監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の  
承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局  
長）に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及  
び社員総会の議決を経てその全部又は1部を基本財産  
に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、  
配当してはならない。

#### 第5章 役員

第17条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 〇名以上〇名以内

うち理事長1名

常務理事〇名

(2) 監事 〇名

なくてもよい。

・社員総会のみ議決でよ  
いこととしても差し支え  
ないが、理事会の議決も  
経ることとすることが望  
ましい。（以下、第13条  
及び16条において同じ。）

・任意に1年間を定めても  
差し支えない。（法律53  
条参照）

・2以上の都道府県の区域  
において病院、診療所又  
は介護老人保健施設を開  
設する医療法人について  
は、主たる事務所の所在  
地を管轄する地方厚生局  
長に届け出るものとし  
る。

・原則として、理事は3名  
以上置かなければなら  
ない。都道府県知事の認  
可を受けた場合は1名又  
は2名でも差し支えない  
（法第46条の2参照）。  
なお、理事を1名又は2  
名置くこととした場合  
は、社員は3名以上置く  
ことが必要である。

2 理事及び監事は、社員総会において本社の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

2 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

第19条 理事長のみが本社を代表する。

2 理事長は本社の業務を総理する。

3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

4 理事は、本社の常務を処理する。

5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

6 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残留期間とする。

3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### 第6章 会議

第21条 会議は、社員総会及び理事会の2つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。

第22条 定時総会は、毎年2回、〇月及び〇月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。

・法第47条参照。

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可とする。（以下、第32条において同じ。）

・複数の常務理事を置く場合は、「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、常務理事がその職務を行う。」とする。常務理事を置かない場合は「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。」とする。

・定時総会は、場合によっては年1回の開催としても差し支えないが、収支

第23条 会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。

2 その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。

第24条 社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

第25条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- 1 定款の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 社員の入社及び除名
- 8 本団体の解散
- 9 他の医療法人との合併契約の締結
- 10 その他重要な事項

第26条 社員総会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要する。

第27条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第28条 社員は、社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第29条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければ

予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい。

・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。

ならない。

2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第31条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

#### 第7章 定款の変更及び解散

第32条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。

第33条 本団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

第34条 本団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

#### 第8章 雑則

第35条 本団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

第36条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

#### 附 則

本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
常務理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

・出資持分の定めのない本団については「社員総会の議決により処分する。」とする。その場合、その処分については、できるだけ、都道府県知事の認可を要するものとするのが望ましい。

・法第44条第3項参照。

財団医療法人寄附行為例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会寄附行為</p> <p style="text-align: center;">第1章 名称及び事務所</p> <p>第1条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。  (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）  (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第5条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。  〇〇看護師養成所の経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院又は診療所を1つだけ開設する場合は、医療法人〇〇病院、医療法人〇〇医院としても差し支えない。</li> <li>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</li> <li>・病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条、第5条及び第16条において同じ。）</li> <li>・介護老人保健施設のみを開設する医療法人については、「本財団は、介護老人保健施設を経営し、疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</li> <li>・本条には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条</li> </ul>



### 第3章 資産及び会計

第6条 本財団の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 諸種の資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

第7条 本財団の資産のうち、次に掲げるものを基本財産とする。

- (1) 前条第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品
- (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第8条 本財団の資産は、理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。

第9条 資産のうち現金は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ、若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第10条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第11条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 本財団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を経た上、理事会及び評議員会の承認を受け、かつ、これを〇〇県知事（〇〇厚生局長）に届け出なければならない。

第13条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及

の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。

・不動産、運営基金等重要な資産はなるべく基本財産とすることが望ましい。

・任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）

・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。

び評議員会の議決を経て、その全部又は1部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

#### 第4章 役員

第14条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内  
うち理事長1名  
常務理事○名
- (2) 監事 ○名
- (3) 評議員 ○名以上○名以内

第15条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

- ・原則として、理事は3名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合は1名又は2名でも差し支えない。

(法第46条の2参照)

なお、理事を1名又は2名置くこととした場合には、評議員3名以上からなる評議員会を置くことが必要である。

- ・理事を3名以上置くこととした場合は、評議員を置かなくてもよいが置くことが望ましい。

評議員を置かない場合は以下のとおりとなる。

第7条第2項、第8条、第10条、第13条、第24条、第28条及び第31条においては、理事会のみの議決で足り、第12条においては、理事会のみの承認で足りる。第16条第1項においては、理事会で選任する。第5章の章名を理事会とする。第17条、第19条、第21条から第23条まで及び第27条ただし書は不要となる。第25条及び第29条においては、理事の総数の3分の2以上のみの同意で足りる。

- 2 理事長のみが本財団を代表する。
- 3 理事長は本財団の業務を総理する。
- 4 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。

- ・常務理事は必ずしも置かなくてもよい。
- ・複数の常務理事を置く場合は、「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、常務理事がその職務を行う。」とする。常務理事を置かな場合は、「理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。」とする。

第16条 理事及び監事は評議員会において選任する。

- 2 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を受けた場合はこの限りでない。
- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。
- 4 理事は、本財団の常務を処理する。
- 5 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 6 監事は、この法人の理事、評議員、又は他の職務を兼任することができない。

- ・法第47条参照。
- ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長の認可とする。（以下、第25条、第26条、第28条及び第29条において同じ。）

第17条 評議員は、理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

- 2 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定められた職務を行う。

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

#### 第5章 会議

第19条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第20条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3 理事会に出席することのできない理事は、書面により、又は他の出席理事に委任して、表決することができる。

4 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

5 理事会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 理事長は、毎年1回〇月に評議員会を招集しなければならない。ただし、理事長において必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

2 理事及び監事は、評議員会に出席し、議事に関し意見を述べることがことができる。

3 評議員の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は評議員会を招集しなければならない。

第22条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第23条 評議員会は、評議員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

3 評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は評議員でなければならない。

4 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

5 評議員会の議事は、別段の定めあるもののほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第24条 次に掲げる事項に関しては、理事長は理事会の議決を経て、評議員会に諮り決定しなければならない

・第3号及び第6号は必ずしも入れなくてもよい。

い。

- 1 寄附行為の変更
- 2 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- 3 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- 4 収支予算及び決算の決定
- 5 剰余金又は損失金の処理
- 6 借入金額の最高限度の決定
- 7 本財団の解散
- 8 他の医療法人との合併契約の締結
- 9 その他重要な事項

#### 第6章 寄附行為の変更

第25条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（〇〇厚生局長）の認可を得なければならない。

#### 第7章 解散及び合併

第26条 やむを得ない理由があるときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、本財団を解散することができる。

第27条 本財団が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

第28条 本財団が解散した場合の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て処分するものとする。

第29条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、かつ、〇〇県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の医療法人と合併することができる。

#### 第8章 雑則

第30条 本財団の公告は、〇〇新聞（官報）によって行う。

第31条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。

#### 附 則

本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 ○ ○ ○ ○  
常務理事 ○ ○ ○ ○  
同 ○ ○ ○ ○

・評議員を置かない場合は、理事の総数の3分の2以上の同意のみでよい。（以下、第29条において同じ。）

・法第44条第3項参照。